別記様式(第6関係)

			担当課	:	都市計画課	
会	議の名称	鴻巣市都市計画審	議会			
開	催日	令和3年12月23日(木)			
開	催時間	午後1時26分 開会 · 午後2時25分 閉会				
開	催場所	鴻巣市役所 本庁舎	÷3階 302・	303 会議室		
議長	を(委員長・会長)					
氏	名	会長 田尻 要				
		加藤 久子、織田	京子、川﨑	葉子、諏訪 三	三津枝、芝嵜 和好	
出。	席者(委員)氏名	小泉 晋史、金子	俗太、田尻	要、山本 明何	申、大塚 明夫	
	(出席者数)	佐藤 泰彦、宮永	文雄、寺崎	孝雄、新井]	E	
					(会長1名、委員13名)	
欠	席者(委員)氏名	関口 知子、新井			(委員2名)	
	(欠席者数)					
		都市建設部長			清水 洋	
		ル 副部長			清水 千之	
		ル 副部長			五十嵐 剛	
		ッ 都市計			矢部 正樹	
事	務局職員職氏名	JJ JJ	副参事		藤村 弥	
		JJ JJ	計画担	当主査	飯塚 大輔	
		JJ JJ	"	副主査	柳 忍	
		JJ JJ	"	副主査	本間 直人	
]]]]	"	`	阿部 奈々	
	対性のコイ	→			1 111 21	
	傍聴の可否	可()				
	(傍聴者数)	(0名)				
	(議題)					
	議案第1号 鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)					
	議案第2号 特	議案第2号 特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について (鴻巣市決定)				
	(決定内容)					
会	○議案第1号に	○議案第1号について説明、質問回答を行った。全会一致で原案のとおり可決され				
\preceq	た。					
議	○議案第2号について説明、意見聴取及び質問回答を行った。最終的に審議会として					
σ	「意見なし」となった。					
0						
内	(説明の概要)					
جــابر	 ○議案第1号 生産緑地法第14条の規定に基づき行為制限解除されたことにより、生産緑地地区の変更を行う。 ○議案第2号 生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づき鴻巣市都市計画審議会における意見聴取 					
容						
	を行う。	- 214214 - 21 - 794	_, 0 1			
	1 次第					
	2 議案書					
配	3 議案資料					
布炎	4 事前質問回答書					
資料	4 事則負問四合書 5 鴻巣市都市計画審議会委員名簿					
17		凹低碳云安貝名專				
	6 配席表					

質問回答内容概要

〇議案第1号「鴻巣都市計画 生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)」

【事前通告】

 \bigcirc

委員: 生産緑地法第10条、第13条の手続きはどのように行われてきたか。

事務局: 第10条買取申出が出されたため、庁内各部署に照会し、買取がありません

でした。そのため第13条の取得の斡旋を農業委員会を通じて行いました。

2

委員: 議案に道路用地として買収された生産緑地地区があるが、このような例は他

にもあったか。

事務局: ありました。現在も上尾道路事業において買収されております。

〇議案第2号「特定生産緑地地区の指定に係る意見聴取について(鴻巣市決定)」

【事前通告】

 \bigcirc

委 員: 特定生産緑地地区の指定の申請の第2回目、第3回目のスケジュールについて伺う。

事務局: 第2回目は令和3年8月から9月に行いました。第3回目は令和4年3月に 予定しています。

2

委 員: 指定するのに生産緑地の利害関係者の同意が必要とあるが利害関係者とは。 事務局: 当該土地について権利を有する人で、所有者、賃借人、抵当権者等です。

【再質問】

(3)

委員: 今回申請していない63地区についての状況把握は。

事務局: 筆数ベースですが、第2回目までの累計で、申請済み541 筆78%、申請しない107 筆15%、未回答50 筆7%です。

(4)

委員: 未回答50筆への対応は。

事務局: 個別訪問、HP、広報、通知等で連絡しております。

【当日】

(5)

委 員: 納税猶予を受けるため、一生涯営農しなくてはならなく、悩んでいる農家が 多い。

事務局: 賃借円滑化法という新法ができており、納税猶予を受けていても賃貸借できるようになっております。

(6)

委員: 賃借円滑化法により賃貸借するのは、個人では厳しい。行政で借り上げて市 民農園等に活用できないか。

事務局: 借り上げは考えておりません。

 $\overline{7}$

委員: 農地の管理義務とは、具体的にはどのようなものか。

事務局: 畑として活用する、もしくは休耕地として管理することです。

(8)

委員: 申請について未回答のままだとどうなるのか。

事務局: 特定生産緑地とはならず、生産緑地のまま残ります。減税措置は5ヵ年かけ

て100%宅地並課税となります。

9

委員: 特定生産緑地に指定し次世代に相続した場合、相続した者は、営農、賃借円

滑化法で賃貸借、買取申出の3つの選択肢があるのか

事務局: 法律的には、営農、買取申出の2種類です。営農した方が賃貸借することが

可能となります。

 $\widehat{10}$

委 員: 都市計画道路や道路中心線から 2m のセットバック部分について、特定生産緑

地の指定の申請を受付ないことにはできないか。

事務局: 500㎡を切ってしまう等の指定要件から外れてしまうことも想定されるので、

ケースバイケースで対応を検討してまいりたいと思います。また、行政では、

事業進捗に伴って生産緑地、特定生産緑地を買収することができます。

 $\widehat{(11)}$

委員: 現在、5年後に宅地並課税になっている地権者は何人くらいでしょうか。

事務局: 人数では把握しておりませんが、現段階で107筆が特定生産緑地に移行しま

せん。